

# 成年年齢引下げと 消費者保護

研究主幹  
棚沢 英明



## はじめに

2022年4月1日より、成年年齢が18歳に引下げられ、18歳・19歳の約220万人の若者が一斉に成年となった。今後は大半の若者が、高校3年生で18歳の誕生日を迎えると成年となり、高校では成年と未成年者が混在することになる。

1876(明治9)年以来20歳とされてきた日本の成年年齢の引下げが、日本の社会に与える影響について、消費者保護の観点から考えてみたい。

## 成年年齢引下げの経過と目的

民法が定める成年年齢は、「単独で契約を締結できる年齢」と「親権に服することがなくなる年齢」という2つの意味を持ち、1896(明治29)年に民法が制定されて以来20歳と定められてきた。

これは1876年の太政官布告を引き継いだものと言われており、2018年6月13日に成立した民法の成年年齢を20歳から18歳に引下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」により、約140年ぶりに見直しが行われ、2022年4月1日に施行された。

### 民法の一部を改正する法律(成年年齢関係)

#### 【法律の要点】

#### 1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

①一人で有効な契約をすることができる年齢

②親権に服することがなくなる年齢

⇒いずれも20歳から18歳に引下げ

「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

#### 2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳

⇒女性の婚姻開始年齢を18歳に引上げ

婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

#### 3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響

消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

⇒令和4年4月1日から施行

国民投票権年齢や選挙権年齢は、先行して18歳に引下げられており、2016年7月の参議院議員通常選挙において、国政選挙として初めて18歳選挙権が実施されている。

これらの法改正の議論の中で、民法の成年年齢の引下げが議論されることとなり、またアメリカ合衆国やドイツ、フランス、オーストラリア等、世界的にも成年年齢を18歳としている国が主流となっていることも改正の根拠となっている。

#### 平成19年5月 国民投票法の制定

・憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法においても法制上の措置を要請

#### 平成21年10月 法制審議会の答申

・選挙権年齢が18歳に引下げられるのであれば、環境を整備した上で、成年年齢も18歳に引上げる

・成年年齢を引上げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引上げるのが相当

#### 平成27年6月 公職選挙法の改正

・選挙権年齢を18歳へ引下げ、民法についても法制上の措置を要請

成年年齢を18歳に引下げるとは、18歳や19歳の若者の自己決定権を尊重することになり、積極的な社会参加を促すことになると期待されている。

経済的な自立が可能であれば、起業における様々な手続きや賃貸住宅の契約等も親の同意なく単独で可能となるなど、若者の自主性が発揮されやすくなると考えられる。

#### 【18歳(成年)になったらできること】

◆親の同意がなくても契約できる

・携帯電話の契約 ・ローンを組む ・クレジットカードをつくる  
・一人暮らしの部屋を借りる など

◆10年有効のパスポートを取得する

◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る

#### 【20歳にならないとできないこと(従来通り)】

◆飲酒をする ◆喫煙をする

◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う

◆養子を迎える ◆大型・中型自動車運転免許の取得

## 成年年齢引下げによる課題

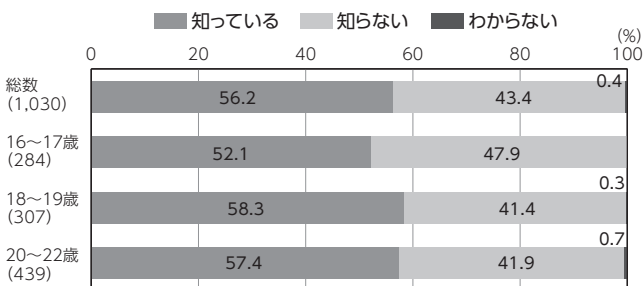
成年年齢の引下げによる効果に期待が寄せられる一方、若者の契約トラブルを懸念する声も広がっている。一人で有効な契約ができるということは、契約に対する責任も負うということである。

これまで18歳や19歳に認められていた未成年者取消権を行使することはできなくなり、消費者被害が拡大すれば社会に及ぼす影響は大きい。

※民法第五条:未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。  
2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。

内閣府が行った「成年年齢引下げに関する世論調査(2018年12月調査)抜粋」では、以下のような結果となっている。

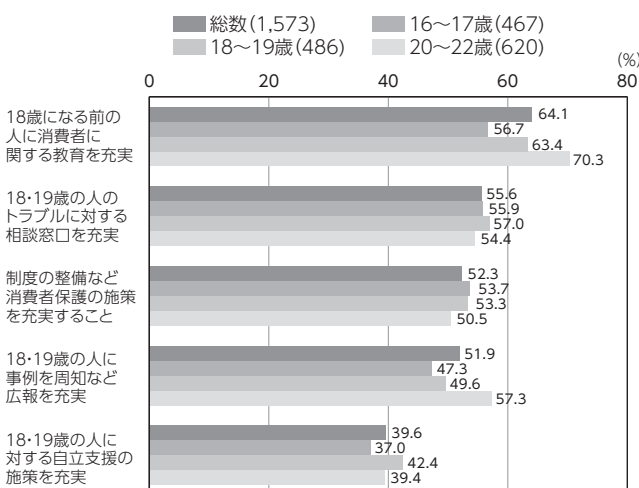
### ●未成年者の契約の取消権の認知度



資料:内閣府「成年年齢の引下げに関する世論調査(平成30年12月調査)」

「成年年齢に達すれば、父母などの同意なく一人で契約できることを知っている」と回答した1030人の内、未成年者取消権を「知っている」と回答した人は

### ●今後必要と思う環境整備

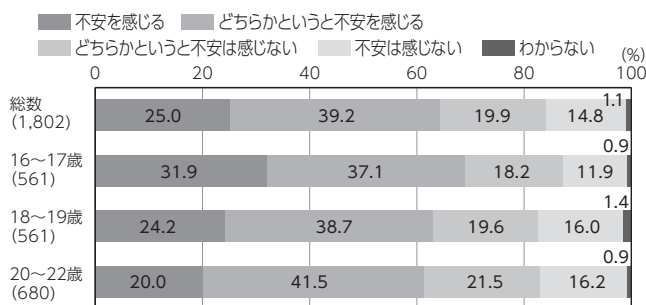


資料:内閣府「成年年齢の引下げに関する世論調査(平成30年12月調査)」

56.2%と半数以上となったが、「知らない」と回答した人も43.4%あった。

成年年齢の引下げに伴い、今後どのような環境整備が必要かとの回答では、「18歳になる前に消費者に関する教育を充実」が全体で64.1%となっている。

### ●消費者被害への不安



資料:内閣府「成年年齢の引下げに関する世論調査(平成30年12月調査)」

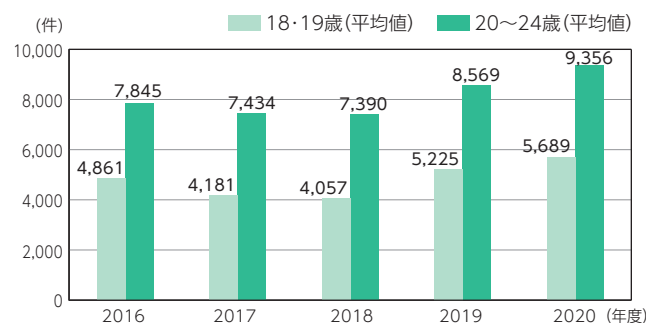
また、消費者被害への不安を感じている人は、全体の64.3%という結果となり、多くの若者が不安を感じていることがわかる。

## 全国の消費者相談の現状

独立行政法人国民生活センターでは、国民生活センターや全国の消費生活センター(注)等に寄せられた消費生活相談情報に基づく統計・分析結果などのデータを公表している。

(注)独立行政法人国民生活センターと連携して、住民である消費者に消費生活上のサービスの提供を目的として運営されている地方自治体の機関

### ●「18・19歳」「20~24歳」の年度別相談件数(平均値)



資料:独立行政法人 国民生活センター発表情報

PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)に登録された消費生活相談情報の総件数は、2008年度以降90万件前後で推移しており、2020年度は約939千件であった。内20歳未満の割合は3%弱と小さいが、成年年齢の引下げを受け、18歳・19歳の

若者向けに消費者トラブルの事例や傾向を公表し、注意喚起を促している。

近年18歳・19歳の相談件数(平均値)、20歳～24歳の相談件数(平均値)ともに増加傾向にあり、20歳代の相談件数は、18歳・19歳の概ね1.5倍程度で推移している。2022年以降、成年年齢の引下げにより、18歳や19歳がトラブルなどに巻き込まれ、相談件数が急増しないか懸念されるところである。

また、国民生活センターでは「18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選」として、以下の事例を掲載している。

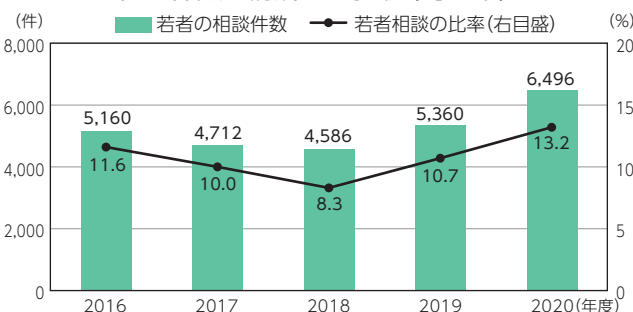
#### 【18歳・19歳に気を付けてほしい消費者トラブル 最新10選】

1. 副業・情報商材やマルチなどの " もうけ話 " トラブル
2. エステや美容医療などの " 美容関連 " トラブル
3. 健康食品や化粧品などの " 定期購入 " トラブル
4. 誇大な広告や知り合った相手からの勧誘など " SNSきっかけ " トラブル
5. 出会い系サイトやマッチングアプリの " 出会い系 " トラブル
6. デート商法などの " 異性・恋愛関連 " トラブル
7. 就活商法やオーディション商法などの " 仕事関連 " トラブル
8. 賃貸住宅や電力の契約など " 新生活関連 " トラブル
9. 消費者金融からの借入れやクレジットカードなどの " 借金・クレカ " トラブル
10. スマホやネット回線などの " 通信契約 " トラブル

## 埼玉県消費者相談の現状

2020年度埼玉県消費生活相談年報によれば、相談件数の総数は53,322件(うち苦情49,079件92.0%)となっているが、若者(契約当事者が29歳以下)の件数(苦情のみ)は6,496件(13.2%)あり、2018年度以降件数・割合ともに増加傾向を示している。尚、20歳未満の未成年者でも同様の傾向を示している。

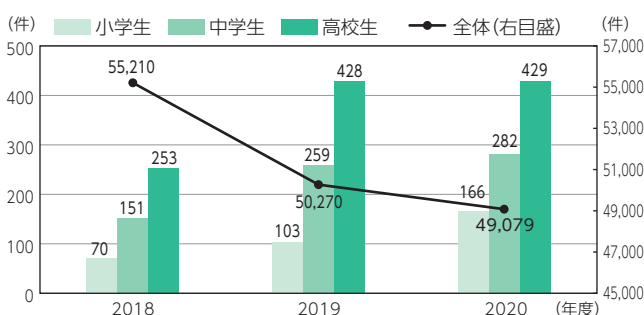
#### ●若者の相談件数と構成比の推移(埼玉県)



資料:埼玉県「令和2年度埼玉県消費生活相談年報」

また、小学生から高校生の相談件数も増加傾向にあり、消費者トラブルの低年齢化が進んでいることがうかがえる。

#### ●小学生・中学生・高校生の相談件数の推移



資料:埼玉県「令和2年度埼玉県「小学生・中学生・高校生」の消費生活相談の概要」

## 成年年齢引下げに伴う消費者トラブル防止に向けた環境整備

消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約行為により発生する権利・義務がどのような内容なのかを理解する力を身につけることが必要である。これまで政府は、消費者への周知の徹底、消費者教育の充実等を目的に、消費者庁、文部科学省、法務省及び金融庁(以下「4省庁」という。)をはじめとする関係省庁において、2018年度より集中的かつ重層的な取組を推進してきた。

2018年2月、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を策定し、同年3月閣議決定した「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更において、若年者への消費者教育を「当面の重要事項」に位置付けた。

成年年齢引下げの周知徹底と注意喚起を図るため、ポスターの掲示やチラシの配布、動画配信等、様々な普及啓発活動が実施されてきた。また、消費者教育の充実を目的とした生徒用教材である「社会への扉」等を活用した授業が、2020年度までに86%の高等学校等において実施されるなど、成年年齢引下げに向けた準備が進められてきた。更に、消費生活相談ダイヤル188(消費者ホットライン)の周知に努めている。

## 今後の取り組み

2022年3月31日、若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議において、成年年齢引下げ後の消費者教育の実践・定着に向けて関係4省庁が連携して消費者教育の取組を推進していくため、2022年以降3年間の「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針-消費者教育の実践・定着プラン-」が定められた。

その中では、新型コロナウイルス感染症の拡大やデジタル化の進展等に伴うトラブルの増加、孤独・孤立問題への対応など、消費者を取り巻く社会情勢等の変化を踏まえ、主に以下の推進方針が示された。

### I 実践的な取組の推進・環境整備

#### 1. 学校等における消費者教育の推進

高等学校等、大学等、事業者等における若年者向け消費者教育の推進。

#### 2. 若年者に対する広報・啓発(注意喚起・情報発信等)

#### 3. 若年者を支える社会的な環境の整備

### II コンテンツの充実・活用の促進

### III 進捗状況のフォローアップと推進方針の見直し

## 埼玉県の取り組み

埼玉県では「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」が制定されており、この条例に基づき、消費生活に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画として、「埼玉県消費生活基本計画」を策定した上で、「消費者教育の推進に関する法律」で求められている「消費者教育推進計画」としても位置付けている。

2022年度から2026年度までの5年間とする現計画では、成年年齢の引下げに伴う消費者行政の変化に対応し、若年期特有の問題に対応した消費者教育の充実が必要であるとしている。

また、2022年3月に策定された「埼玉県5か年計画～日本一暮らしやすい埼玉へ～」に掲載された消費者被害の防止施策においても、成年年齢の引下げによる若年者の消費者トラブルの急増に対する懸念から、

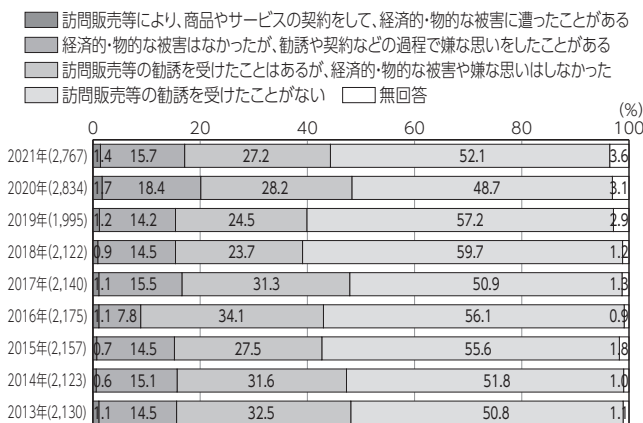
県・市町村が連携して消費生活相談体制を強化するとしている。

主な取組としては、「消費生活相談体制の強化」「多様な消費者教育の実施」「消費者啓発のための学習支援や情報提供」等がある。

また、5か年計画及び消費生活基本計画の指標として、以下の目標を掲げている。

「1年以内に消費者被害の経験がある」または「嫌な思いをした」県民の割合(県政世論調査で「訪問販売、電話勧誘販売、通信販売などにより行った契約で、経済的・物的な消費者被害の経験がある」または「嫌な思いをしたことがある」と回答した県民の割合) 20.1%(2020年度)⇒13.8%(2026年度)

### ●訪問販売、電話勧誘販売、通信販売による経済的・物的な被害



資料:埼玉県「令和3年度埼玉県政世論調査」

## おわりに

18歳や19歳の若者が成年となることで、自らの意思で積極的に社会参加することには意義がある。

しかしながら悪意のある事業者等は、こういった機会を虎視眈々と狙っている可能性がある。

消費者被害の防止に向けて、消費者契約法等の一部を改正する法律等が施行される予定であるが、効果は未知数であり、今後も若年者に対する様々な消費者教育等が継続して実施されることが大切である。

同時に、成年年齢が18歳という意識や行動が定着するまでの間、教育現場だけでなく、家庭や職場、社会が一致して若年層の消費者被害の拡大防止に取り組むことが重要となるであろう。